

第57回大阪府学校教育審議会答申に対する執行委員会見解

はじめに

大阪府教育委員会は2025年6月23日、「今後における府立視覚支援学校、聴覚支援学校のあり方について」を大阪府学校教育審議会に諮問することを決定しました。これを受け2025年7月3日に第56回大阪府学校教育審議会が開催され、支援教育部会において計4回の審議が行われました。支援教育部会の審議まとめは「今後における府立視覚支援学校、聴覚支援学校のあり方について報告」となり、第57回大阪府学校教育審議会における審議を踏まえて「答申」とされ、1月19日の大阪府教育委員会会議に報告されました。

「答申」は、第1章「視覚支援学校、聴覚支援学校の現状と役割・機能」、第2章「視覚支援学校、聴覚支援学校におけるキャリア教育について」、第3章「今後における視覚支援学校、聴覚支援学校のあり方について」で構成されています。

大障教は、視覚支援学校分会、聴覚支援学校分会の代表者と執行部担当者で大阪府学校教育審議会「対策会議」を開催し、討議を進めてきました。それを踏まえ、「答申」の各章と項目に対する執行委員会の見解を発表します。

みなさんのご意見をお寄せください。

～第1章 視覚支援学校、聴覚支援学校の現状と役割・機能について～

1 学校施設等について(答申2ページ)

「中央聴覚支援学校については、平成5年に敷地内で難波宮の前期宮城南門(朱雀門)の遺構が発見されており、将来的には史跡指定される可能性があるため、現地建替えは事実上困難な状況となっている」との記載があります。しかし、学校周囲にあるNHKやホテル、マンションなどは、遺構があっても建て替えが完了しています。中央聴覚支援学校の校舎はすでに一部を建て替えており、交通の利便性の担保やこれまで築いてきた地域校や福祉施設との間で切れ目のない支援を行うために、現地建て替えを排除せず、検討されるべきだと考えます。また、移設や建て替えに際しては、在校生や卒業生および関係団体、大障教を含めた当事者から意見を聞き取り、要望が取り入れられるよう求めます。

加えて、視覚障害、聴覚障害に配慮するならば、現地建て替えが一番であり、既存の学校を維持する方策を求める。また、各障害の特性に配慮するといった観点からも、他の障害種別の支援学校の同一敷地内に移設することは当然のこととして避けられるべきです。大阪北視覚支援学校は築70年に迫っており、施設設備の老朽化が著しく早急な建て替えが必要です。

寄宿舎については「コロナ禍で寄宿者の利用者は減少した」とされていますが、コロナ禍ではなく、支援学校の府市統合による入舎基準改定によって入舎制限が生じたことから舎生が減少したということが大障教の把握している事実です。

「児童生徒が共同生活を通じて規則正しい生活習慣や社会的マナーを身に付けることに寄与している」とあるように、3校以外の支援学校においても寄宿舎を設置すべきです。寄宿舎を設けることで、通学できる環境が整い、児童生徒の入学者増も見込まれます。また、視覚支援学校では在校生の障害の重複化が進んでおり、公共交通機関を利用した通学は難しく、保護者負担が大きく合理的配慮に欠けた状況にあります。

「今後もその機能の維持に努めていく必要があると考える」とされていることからも、通学時間や寄宿舎の利用日数などの入舎基準を設けて画一的に入舎を制限するのではなく、本人や保護者の希望に応じて、児童生徒の自立を保障する観点での柔軟な入舎を認めること、寄宿舎指導員の採用をただちに再開することが必要です。

2 在籍者数の推移と将来推計について(答申5ページ)

標題にある統計が示すように、地域の弱視学級、難聴学級の児童生徒数は増加していることから、視覚支援学校、聴覚支援学校について早期教育を含めた施策を充実させ、保護者により丁寧な情報提供を行い、選択できる施策を講じるべきです。

3 視覚支援学校、聴覚支援学校の集団での学びの状況について(答申7ページ)

視覚支援学校、聴覚支援学校のメリット・デメリットについての記載がありますが、現状の課題すべてが書かれているわけではありません。集団での活動や学びの場を確保するための工夫は従来から実施され、近年の視覚支援学校、聴覚支援学校の在籍者減少だけを理由に集団的学びが保障できていないとするのは早計です。

4 通学区域と在籍児童生徒等の居住地について(答申11ページ)

かねてより児童生徒の生活実態を考えない校区割が教育委員会によって行われてきました。視覚支援学校、聴覚支援学校においては、調整区域などを設けてニーズに合わせた校区割がなされてきたことから、今後においても、当事者の意見を踏まえない画一的な校区割変更ではなく、実態に基づく柔軟な対応を求める。

5 視覚支援学校、聴覚支援学校における専門性について(答申14ページ)

特別支援学校学習指導要領の解説について改めて抜粋され、「視覚支援学校2校及び聴覚支援学校4校においては、配慮事項を踏まえた具体的な取組みが行われている」と記載されています。専門性を有した教員を確保するための施策を講じることが求められていると考えます。

6 地域支援の状況について(答申17ページ)

視覚支援学校、聴覚支援学校の地域支援においては、センター的機能としての支援回数が他の障害種校に比べて5~7倍と

突出しています。これは、視覚支援学校、聴覚支援学校いずれも限られた学校数の中で府内全域をカバーしていることや他の障害種の支援学校にはない、早期教育など対応すべき範囲が広いことなどが考えられます。そのなかで、外部の支援をおこなう教員の負担が増大しています。地域支援を充実・発展させるためにも、学校数を維持するとともに専門性を有した教員を定数外で配置する施策が必要です。

～第2章 視覚支援学校、聴覚支援学校におけるキャリア教育について～

1 各校のキャリア教育の取組みについて(答申19ページ)

現行の「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」、及び「特別支援学校高等部学習指導要領」だけが抜粋され転記されており、各校がこれまで行ってきた障害児教育の実践が反映・周知されるものとなっていません。キャリア教育が示すものは生涯教育であり、職業訓練に集約されるのは適切ではなく、キャリア教育と職業訓練は分けて考えられるべきです。

2 視覚支援学校、聴覚支援学校の高等部に設置されている学科について(答申20ページ)

各校に配置される高等部の学科が記載されています。大阪北視覚支援学校においては、本科保健理療科に対する応募者があるにも関わらず、2022年度から募集が停止されました。「本科での学びを専攻科で継続・発展できるようにしている」とあるように、学科の縮小・統合ではなく、充実・発展させるべきです。

3 海外の学校等との国際交流の取組みについて(答申21ページ)

「大阪府では、令和7年度から全ての府立高等学校が海外の学校と姉妹校提携を締結し、相互の学校訪問などを行う海外短期留学支援事業（姉妹校交流支援事業）が実施されている。この事業は、『2025年大阪・関西万博』を契機に、より一層のグローバル化が見込まれる中で、臆することなく積極的に英語でコミュニケーションを図ろうとするマインドを育成し、国内外で活躍する人材を育てることを目的としている」とあります。万博を契機とした国際交流を教育活動に押し付けるべきではありません。時間をかけて生徒の学びを保障するなかで、所属の教職員が学校の教育課程のとりくみとして位置づけることを待つべきだと考えます。

4 視覚支援学校、聴覚支援学校の卒業後の進路状況について(答申22ページ)

近年の各校における実績が記載されています。それにおいて、生徒の卒業者数が「今後も減少傾向は続くと考えられる」とされています。しかし、今後、学校をより充実・発展させるためにも、学校数と同様に各校にある既存の学科についても縮小統合せず、最低限維持するべきです。

～第3章 今後における視覚支援学校、聴覚支援学校のあり方について～

1 集団の学びを確保するための方策(答申26ページ)

標題について、「ICTを活用した取組み」や「地域の小中学校・高等学校等と連携した合同授業等」について触れられています。しかし、今求められているのは医療や福祉と連携し保護者に適切な情報提供を行い、加えて寄宿舎の設置や早期教育等などの充実・発展を含めて、本人・保護者が選択できる施策を講じることです。

2 教員の専門性を維持・継承するための方策(答申26ページ)

様々な方策について触れられていますが、支援教育部会で複数の委員から指摘のあった画一的な人事異動が専門性の維持・継承を阻害していることが触れられていません。また、採用試験についても、他県で実施されているような支援学校障害種別採用枠の実施が必要です。

3 視覚障がい、聴覚障がいに配慮した学校の施設設備と学校配置(答申26ページ)

2. 第1章 (1)に記載した内容と重複するため割愛。

4 センター的機能の発揮のための方策(答申27ページ)

センター的機能の発揮という観点から、学校数を維持し拠点をつくることが機能を維持・発展させるために不可欠です。また、画一的な人事異動のなかではその力量形成は困難です。専門性を有した教員を配置して各校の授業や行事を充実させるためにも、他府県にならい採用試験時から支援学校障害種別採用枠を導入し、現状より充実した教員配置を行う施策を求めます。

また、「重複障がいのある子どもたちは、入学時に特定の障がい種の学校を選ばなければならない現状がある」との記載については、それぞれ障害種別の学校において、専門性を有した教員が配置されておらず、重複障害のある子どもたちの実態やニーズに合わせた教育活動が提供できる体制となっていません。加えて、保護者に十分な情報提供が行われないまま進められている点も大きな要因と考えられます。各校に障害特性に対応できる教員を配置する施策が求められます。

5 視覚支援学校、聴覚支援学校のキャリア発達を促す教育の充実(答申28ページ)

キャリア発達を促す教育が、職業教育一辺倒となることを危惧します。児童生徒、本人の思いを大切にした人格形成が教育には求められています。加えて、児童生徒の自由な進路選択を保障する教育課程の充実こそ求められるべきです。専攻科においては、「在籍者数の減少や指導者の不足などの課題に対応するため」のあり方検討が、学科の統合や縮小であってはなりません。在籍者数の確保や画一的な人事異動によらない指導者の確保など、課題改善に向けて現状で行える方策は多分にあると考えます。

6 視覚支援学校、聴覚支援学校における教育課程の検討(答申29ページ)

視覚支援学校、聴覚支援学校の教育課程編成においては、従来通り学校に編成権があることを保障すべきです。画一的な教育活動の押し付けとならないように留意されるべきだと考えます。